

令和3年10月

一般財団法人住宅金融普及協会審査本部

岐阜県における1,000㎡超3,000㎡以下の建築物の
構造計算適合性判定について（通常対応に変更）

岐阜県においては、新型コロナウイルス感染症対策推進の人員体制を強化するため、当面の間の措置として、延べ面積が1,000㎡を超える建築物については岐阜県知事の判定対象でないものとして取り扱われていました。この度、10月1日付けで知事の判定対象の範囲を通常に戻す旨の通知が来ましたのでお知らせします。

3,000㎡を超える建築物につきましては、これまでどおり岐阜県に事前相談することなく当協会において対応させていただきますので、該当する建築物がございましたら、ご遠慮なくご相談ください。

<お問合せ先>

一般財団法人住宅金融普及協会 審査本部

構造判定課 03-5654-7593